

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
	確保の内容	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
高学年	量の見込み	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
	確保の内容	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

(留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
	確保の内容	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
高学年	量の見込み	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177
	確保の内容	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177

(3) 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
確保の内容		人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227

(4) 地域子育て支援拠点事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人回	469,506	463,706	453,085	445,231	437,751
確保の内容		か所	141	141	141	141	138

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
	確保の内容	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
2号認定	量の見込み	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
	確保の内容	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365

1号認定：幼稚園や認定こども園を利用する1号認定（相当）のこどもの不定期な利用
2号認定：保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどもの定期的な利用

(6) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
確保の内容	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898

(7) 病児・病後児保育事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
確保の内容	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	量の見込み	人日	17,581	17,579	17,515	17,496
	確保の内容	人日	17,581	17,579	17,515	17,496
学童期	量の見込み	人日	3,438	3,435	3,438	3,428
	確保の内容	人日	3,438	3,435	3,438	3,428
各区子ども・子育てプラザにて実施						

(9) 利用者支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

【こども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	24	24	24	24	24
確保の内容	か所	24	24	24	24	24
各区1か所ずつ設置						

(10) 妊婦健康診査

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。

【こども青少年局】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	23,986	24,086	24,002	24,090	24,212
	健診回数	277,694	278,781	277,769	278,727	280,076
確保の内容	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所				
	実施体制（人）	—				
	検査項目	国の示す標準検査項目				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや発症や児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

【こども青少年局】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	19,854	19,938	19,865	19,939	20,049
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター				
	実施体制（人）	—				
	委託団体等	委託事業者				

(12) 養育支援訪問事業

（子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）

子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポーター派遣事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援（子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業）やエンゼルサポーターによる家事援助（エンゼルサポーター派遣事業）を訪問により実施します。

【こども青少年局】

専門的家庭訪問支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。

【こども青少年局】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	子ども家庭支援員	人	353	388	426	468	514
	エンゼルサポーター	人	221	243	267	293	322
	専門的家庭訪問支援事業	人	521	523	521	523	526
確保の内容	実施場所		各区保健福祉センター				
	実施体制（人）		—				
	委託団体等		委託事業者				